

2018(平成30)年度 法学既修者入学試験問題(2月試験)

憲 法

(90分, 総点100点)

試験開始の指示があるまで開かないこと

注意

1. 問題冊子は, 表紙及び余白を含めて4ページで, 設問は1問ある。
2. 解答用紙は1枚配布する。解答は解答用紙に記入し, 解答の末尾には, 「以上」と明記すること。また, 用紙が不足した場合には, 追加の用紙を配布するので, 挙手して監督者に知らせること。
3. 下書き用紙として, 白紙を1枚配布する。ただし, 下書き用紙の提出は認めないので, 必ず解答用紙に清書して提出すること。
4. 解答用紙への受験番号, 氏名記入は, 監督者の指示によること。また, 「管理番号」欄は, 大学側が使用するので受験生は記入しないこと。
5. 問題の内容に関する質問には, 応じない。
6. 試験時間内の退場はできない。なお, 試験中の発病等やむを得ない場合には, 挙手により監督者に知らせ, その指示に従うこと。
7. 試験終了後は, 監督者の指示があるまで, 各自の席で待機すること。
8. 問題冊子及び下書き用紙は, 各自で持ち帰ること。

[設問]

生活保護は、「国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」（生活保護法〔昭和25年5月4日法律第144号〕第1条）制度であり、その他の社会保障制度を補完する「最後のセーフティーネット」として、重要な役割を果たしてきた。

ところが202×年、国会に「生活保護法を廃止する法律案」が提出され、与野党の激しい対立の中、衆議院・参議院のそれぞれにおいて可決され、「生活保護法を廃止する法律」が成立した（以下、「本問法律」という。）。その結果、生活保護が廃止されることになった。廃止の理由としては、折からの財政状況の悪化とともに、「数は多くないとはいえ生活保護の不正受給者が絶えないために、国民の理解が得られない」といった点もあげられた。さらに、このときの与党は国民の自己責任を強調する政策を採っており、生活保護を廃止した後、に代替的な措置を用意していなかった。

本問法律成立直後に失業したXは、さまざまな形で職探しをしたものの職を得られず、貯金も底をつき、さらに病を得るに至り、職探しを続けることもできなくなった。ところが、生活保護が廃止されてしまったため、Xは公的な援助を得ることができない。幸いにも民間の福祉団体から援助を受けて身を休める場を得たXは、同様の立場にある者たちとともに、生活保護に関心のある弁護士の支援を受けて、「生活保護が廃止されなければ生活保護を受給することのできる立場にあるにもかかわらず、本問法律の成立により受給が叶わないことになり、損害を受けた」として、国家賠償請求訴訟を提起することになった。

Xはこの訴訟のなかで、まずは「本問法律は違憲である」と主張したい。あなたがXの訴訟代理人であったとして、この主張を詳しく展開しなさい。

なお、仮に本問法律が違憲であったとしても、本問法律の制定という立法行為により損害を受けたことを理由とする国家賠償請求訴訟が認容されるか否かにはさらに議論が必要であるが、この点について論ずる必要はない。

以上

余白

余白